

令和7年度
名古屋市食品衛生監視指導計画

名古屋市

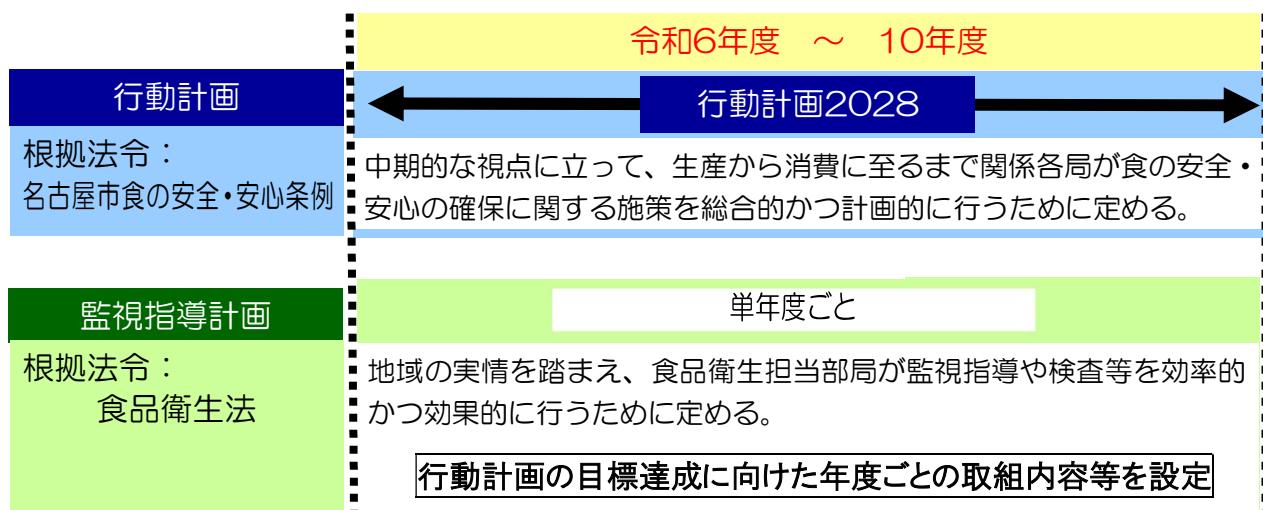
目次

第1 はじめに	P.1
第2 監視指導の実施体制・関係機関との連携	P.2
第3 令和7年度の重点事業	P.4
第4 監視指導の実施	P.5
第5 食品等事業者自らが実施する衛生管理	P.11
第6 食品等の検査	P.12
第7 危機管理体制の整備と緊急時の対応	P.14
第8 食の安全に関する情報発信及び関係者間での意見の 交換（リスクコミュニケーション）	P.16
第9 食品衛生業務に係る人材育成	P.19
別表1 年間監視指導計画	P.20
別表2 食品供給行程の各段階における重点監視指導項目	P.21
食の安全・安心に関する窓口（裏表紙）	

第1 はじめに

「令和7年度 名古屋市食品衛生監視指導計画」(以下「監視指導計画」という。)は、食品衛生法等に基づく監視指導等の事業を重点的、効率的かつ効果的に実施するために、食品衛生法第24条第1項に基づき策定するものです。

また、名古屋市食の安全・安心条例(以下「条例」という。)に基づく「名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画」(以下「行動計画」という。)の目標達成に向けた「単年度の計画」としても位置付けられ、令和7年度は、「行動計画2028」の2年目となります。



食品衛生法等の改正によるHACCP制度化や、テイクアウトやデリバリーの増加等の食品の流通・提供形態の変化、スマートフォン普及による情報媒体の多様化等、食の安全・安心をとりまく環境は変化しています。

本市では、「行動計画2028」に定める成果指標の達成に向けて、HACCPに沿った衛生管理の定着や消費者が自らの判断で食品を選択するための情報を容易に入手できるよう、受け手に合った情報を発信するなど、情報発信を拡充し、食の情報バリアフリーを広く推進していく必要があります。

令和6年には、紅麹を原料とするいわゆる健康食品について健康被害が発生したことにより製品の回収が行われ、大きく話題となりました。これに伴い、食品衛生法施行規則及び食品表示基準等の改正により、機能性表示食品等による健康被害情報の提供等が義務化されました。

また、規格基準に適合しない食肉製品の広域流通や、加熱不十分な状態での食肉調理品の提供の通報なども発生しており、事業者における食の安全性確保に向けた取組みを一層推進していく必要があります。

市民の食の安全・安心の確保を図るために、この監視指導計画に基づき、監視指導や検査を行い、食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進や、市民への食品衛生に関する正しい知識の普及を図ります。

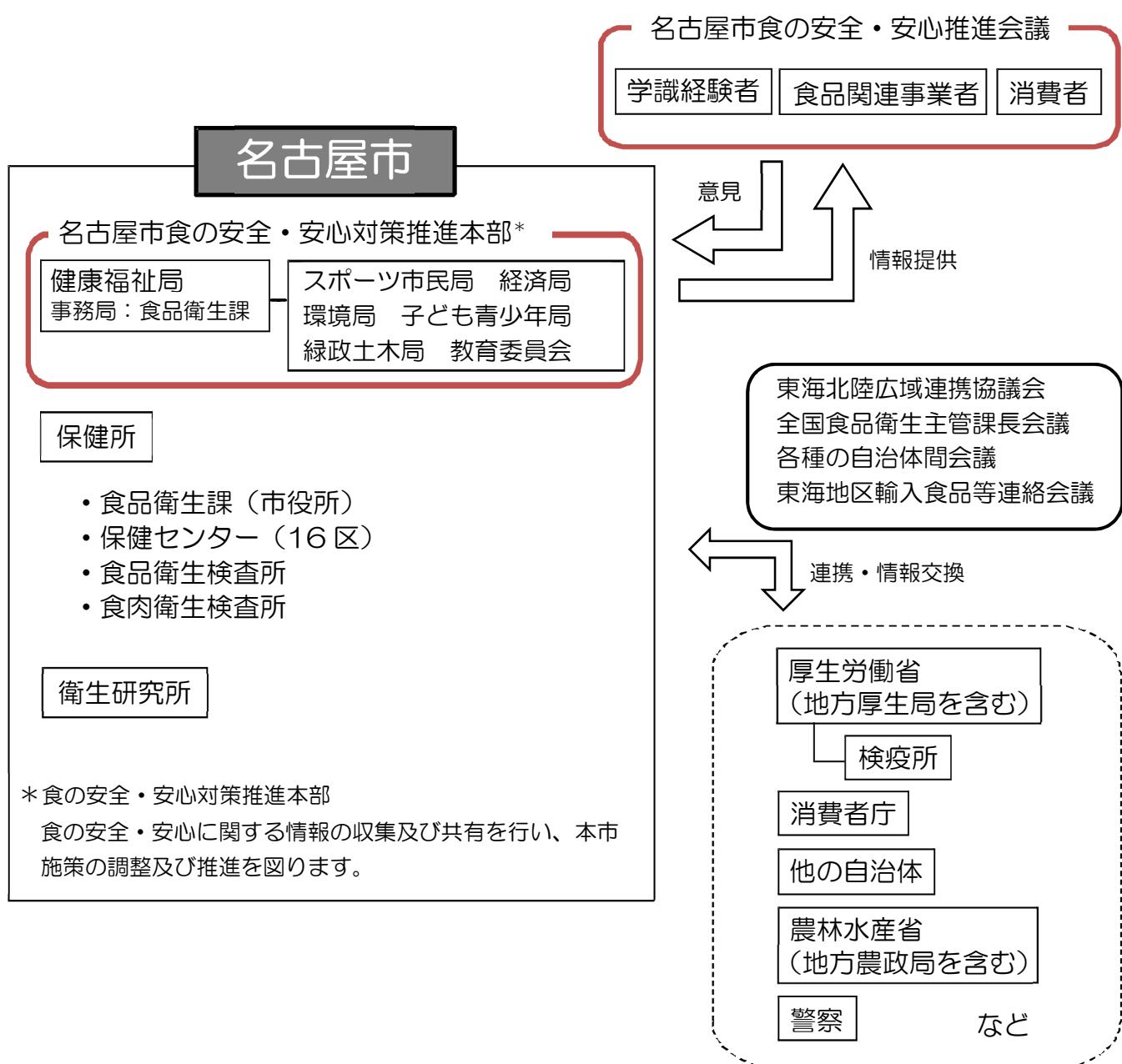
第2 監視指導の実施体制・関係機関との連携

名古屋市では、食品衛生課、16区保健センター、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び衛生研究所が、それぞれの役割のもと、互いに連携し、監視指導計画に基づく各種事業を実施します。

食の安全・安心を確保するためには、生産から消費にいたるすべての段階での取組みが必要です。このため、市の関係部局、関係機関が連携して食の安全・安心を確保するための施策を行うとともに、事業者や消費者と協力して施策を推進していくための体制を整備します。

食の安全・安心の確保の実施体制

次の体制により、関係部局、関係機関、国や他自治体と連携しながら、食品衛生に関する情報交換や協議を行うことにより、食の安全・安心の確保を図ります。



実施機関名	主な業務内容
健康福祉局(保健所) 食品衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生及び食品表示に関する事業の企画立案 ・保健センターや関係部局・国・他自治体との連絡調整 ・市民への広報
保健センター 食品衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の許可、営業の届出受理 ・営業施設等の監視指導及び収去 ・食中毒・違反食品等の調査及び措置 ・市民からの苦情相談対応 ・衛生講習会等
食品衛生 特別監視班	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校給食施設、大規模給食施設及び大規模製造施設等の監視指導 ・食品衛生自主管理認定施設の認定審査及び監視指導
食品衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場本場内の監視指導、収去及び検査 ・市内製造品等の検査等
広域監視担当	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等の食品販売施設の監視指導及び輸入食品等の収去 ・食の安全に関する情報発信 ・食品安全・安心学習センター事業によるリスクコミュニケーションの実施
食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ・牛・豚のと畜検査及び残留動物用医薬品対策 ・と畜場及び中央卸売市場南部市場内の監視指導 ・特定危険部位の分別管理指導等による牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）対策 ・食鳥処理場の監視指導及び検査 ・輸出食肉処理施設に対する適合施設の認定、衛生証明書の発行
衛生研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品、アレルゲン（アレルギー物質）を含む食品、遺伝子組換え食品等の検査 ・食中毒や苦情食品等の検査 ・検査法等の調査研究

第3 令和7年度の重点事業

食の安全・安心の確保のため、令和7年度は、以下の2つの事業を推進していきます。

1 HACCPに沿った衛生管理の定着の推進

(1) 事業者への支援、支援ニーズの把握

令和6年度に本市が行った事業者への調査では、HACCPに沿った衛生管理の継続実施に支援が必要と回答した事業者は48.6%（行動計画2028の目標値40%以下）となっており、国の調査でも、講習会が少ない、記録が手間といったことが課題に挙げられています。

本市では、保健センター等が施設の監視指導時に事業者へHACCPの助言を行うことで支援を実施します。また、事業者に対し、支援ニーズを把握するために引き続き調査を実施し、講習会・相談会の開催等により事業者支援を行うことで、HACCPに沿った衛生管理の定着を推進します。さらに、営業届出施設にも衛生講習会等の積極的な受講を働きかけます。

また、消費者のHACCPの認知度を向上させることにより、事業者のHACCPへの取組みの推進を図るため、既存の制度（P.11）を発展させ新たな取組みを開始します。

(2) 生又是加熱不十分な食肉による食中毒予防のための監視指導等

近年、生又是加熱不十分な食肉を原因とする食中毒や苦情相談が多発していることから、事業者に対し取扱う原材料や食肉調理品の危害要因（ハザード）について情報提供し、十分な加熱等の適切な衛生管理を行うよう指導又は助言等を行います。

2 いわゆる「健康食品」に関する情報発信（食の情報バリアフリーの推進）

令和6年3月に公表された紅麹関連製品に係る食中毒事件は、本市においても患者が発生したほか、全国的に被害が拡大し、消費者の関心が非常に高まりました。

いわゆる「健康食品」は、病気の治療・予防効果を目的とした医薬品とは異なることや、通常の食品に含まれている成分であってもサプリメントのように濃縮の結果生じるリスクがあることなど、摂取にあたって注意すべき事項があります。本市では、これら注意事項等にかかる情報発信やリスクコミュニケーションを通じて消費者の理解を深めるとともに、正確な知識に基づく適正な使用を周知啓発し、健康被害発生の未然防止に努めます。

また、紅麹関連製品の事件を受けて国は機能性表示食品制度等を改正し、令和6年9月1日から事業者による行政への健康被害情報の提供が義務化されました。本市においても本改正の周知に努め、併せて届出等に基づく必要な調査及び指導を実施します。

第4 監視指導の実施

食品等の製造、加工から流通、調理、販売に至るまで、各段階の食品関連施設に対し、食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が法令遵守の徹底等について指導を行います。

1 基本指針

食中毒をはじめとした食品衛生上の危害発生状況や取扱食品の特性等を踏まえ、別表1（P.20）の年間監視指導計画に基づき、食品等事業者の施設に対する立入検査等を実施します。なお、食品群ごとに、食品供給の行程（フードチェーン）の各段階に応じて重点監視項目を定めた「食品供給行程の各段階における重点監視指導項目」は別表2（P.21、22）のとおりです。

原則として全ての食品等事業者は、その規模や業態等に応じて、「HACCPに沿った衛生管理」を実施する必要があります。

事業者のHACCPに沿った衛生管理の実施状況について、保健センター等が定期的な立入検査や営業許可の更新の機会において計画的に、衛生管理計画や手順書の内容、記録等の確認及び振り返りの評価を行い、定着に向けた必要な指導又は助言等を行います。振り返りの評価にあたっては、従業員や取扱う食品の変更時等における計画や手順書への反映を確認します。

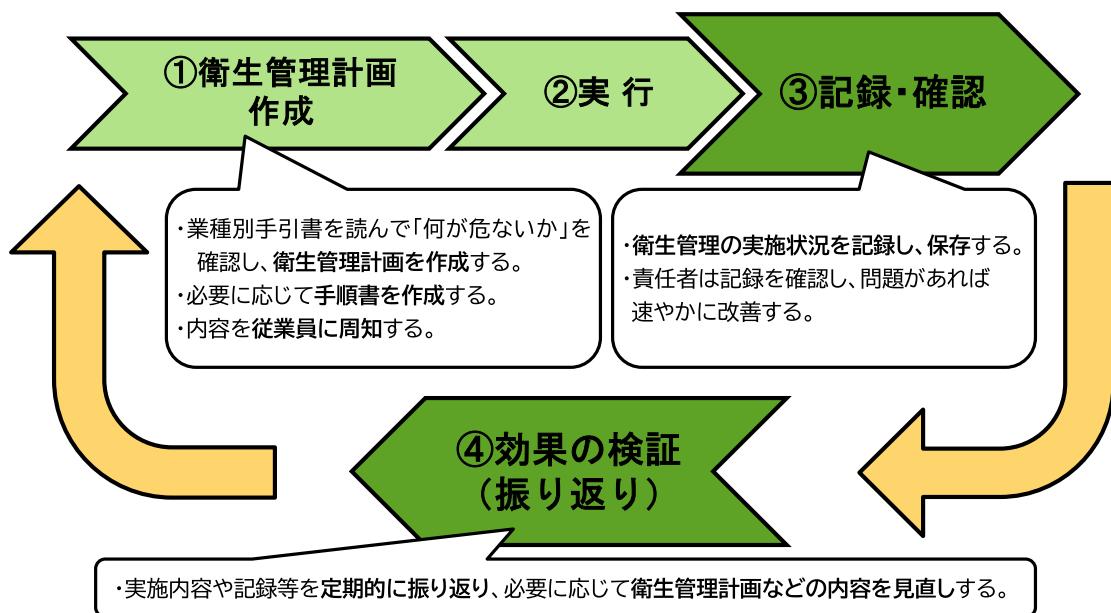
また、新たに営業を開始する事業者等に対しては、HACCPに沿った衛生管理の制度化に円滑に対応できるよう、引き続き導入支援を行います。

HACCPとは

事業者自らが食中毒菌汚染等の危害要因（ハザード）を把握し、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法です。

HACCPに沿った衛生管理とは

下図のように、現在施設が取り組んでいる衛生管理を「見える化」することです。



2 実施内容

(1) 食中毒防止対策

本市では、近年カンピロバクター、ノロウイルス及びアニサキスによる食中毒が多く発生しています。事業者に対し、取扱う食品の危害を踏まえ、食中毒防止のための衛生管理を行うよう指導等を行います。

ア 生又は加熱不十分な食肉による食中毒防止対策

生の食肉からはカンピロバクターや腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌などの細菌やE型肝炎ウイルス、住肉胞子虫が検出されることがあります。原材料由来の危害要因（ハザード）をよく理解して製造、調理、加工時にこれらの病原体に 対して適切な加熱等の衛生管理を行うことが重要です。

(ア) 鶏肉

近年市内で最も多く発生しているのはカンピロバクターによる食中毒であり、ほとんどの事例で「要加熱」の鶏肉を材料に使用した生又は加熱不十分の鶏肉料理が提供されました。カンピロバクターは、特に鶏肉（内臓を含む。）で高率に検出される細菌で、飲食店等では管理すべき重要な危害要因（ハザード）であり、中心部までの十分な加熱が必要です。

鶏肉を取扱う飲食店等事業者に対し、生食等による食中毒発生のリスクやギラン・パレー症候群^{注1}に関する情報を説明し、鶏肉は中心部まで十分に加熱をして安全に提供するよう重点的に監視指導を行います（注1 カンピロバクターに感染した数週間後に、手足の麻痺や顔面神経麻痺、呼吸困難などを起こす「ギラン・パレー症候群」を発症する場合があることが指摘されています。）。管理が不十分な施設に対しては、繰り返し指導を行います。

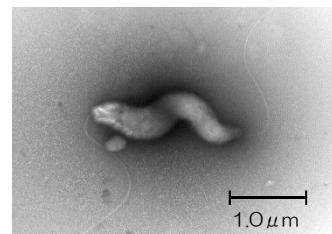
食肉の処理や飲食店等に販売をする事業者に対しては、「加熱用」の表示や掲示等により確実な情報伝達を行うよう指導します。

(イ) 牛肉、豚肉等

飲食店でインジェクション加工や結着処理された食肉や挽肉を使用して調理する場合に、腸管出血性大腸菌やサルモネラ属菌等が内部まで浸潤していることを想定して、中心部まで十分に加熱して提供するよう指導します。

牛肉の生食用食肉を取扱う施設に対しては、規格基準の遵守等について指導します。牛レバー及び豚の食肉（内臓を含む）については、生食用としての提供が禁止されていることをふまえ中心部まで十分に加熱して提供するよう指導します。

また、客自らが調理を行う施設に対しては、適切な加熱用設備等を用意するとともに、食肉を中心部まで十分に加熱すること、箸やトング等を使い分けること等について、客に注意喚起を行うよう指導します。



カンピロバクター

（提供：名古屋市衛生研究所）

イ ノロウイルスによる食中毒防止対策

ノロウイルス食中毒の原因の多くが、感染した調理従事者の手指等を介した食品汚染とされています。調理従事者の健康状態の確認やその記録の実施、不顕性感染^{注2}を前提とした手洗いの徹底、施設や器具類の消毒等について重点的に指導します（注2下痢や嘔吐等の症状がなくても感染している状態で、症状がある人と同様、便中に多数のウイルスが排出されます。）。特に、弁当・仕出し製造施設、社会福祉施設等の給食施設を中心に、リーフレットや対策マニュアル等を活用した監視指導や衛生講習会を行います。

ノロウイルスによる食中毒の発生が予想される場合には、「ノロウイルス食中毒注意報・警報」を発令し、食中毒予防の注意喚起を行います。また、（公社）名古屋市食品衛生協会の「手洗いマイスター」と連携しながら、食品等事業者への監視指導や消費者への啓発を行います。

ウ アニサキスによる食中毒防止対策

アニサキスは、主にサバやアジ、サンマ、カツオ等の魚介類に見られる寄生虫で、寄生した魚等を生で食べると激しい腹痛等の症状を起こすことがあります。市内でも、しめさば等を原因とするアニサキスによる食中毒が多発しています。

魚介類販売店や飲食店の事業者に対し、刺身等、生で食べる鮮魚介類を冷凍処理（-20℃以下で24時間以上）すること、処理の際に目視によりアニサキスを確実に除去すること等について指導を行います。

エ その他の食中毒防止対策

過去の食中毒事例を踏まえ、カレーや煮物等が原因となるウェルシュ菌や黄色ブドウ球菌等の細菌性食中毒の他、フグ毒等の自然毒、クドア・セプテンプンクタータ等の食中毒についても、事業者に対する指導を行います。

（2）適正な表示等の推進による危害防止対策

食品の表示は、消費者が食品を購入するときに正しく食品の内容を理解し、選択したり安全に使用したりする上で重要な情報源です。その一方で、消費者庁の食品表示リコール情報及び違反情報サイトでは、アレルギー表示の欠落や期限表示の誤記載による食品の自主回収事例や、不適正な原産地表示の違反事例も多く公表されています。

こうした状況を踏まえ、市内食品関連事業者（食品製造業者、食品販売業者等）に対して監視指導を行い、市内を流通する食品の表示の適正化を図るとともに、食物アレルギー表示の改正等についても、関連事業者に対して周知を行います。

なお、飲食店等の事業者には、メニューへのアレルギー表示は義務ではないものの、食物アレルギーに関する正確な理解を促し、消費者に対して食物アレルギー情報を提供する取組みの重要性や注意点を広く周知します。

さらに、食品表示法以外の法令（景品表示法、計量法、健康増進法、薬機法等）の担当部局へも情報共有を行い、連携して対応します。（次頁参照）。

法律の名称	表示の目的
食品表示法	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に起因する衛生上の危害発生防止 【賞味(消費)期限、保存方法、アレルゲン、食品添加物 など】 ・品質に関する適正表示と消費者の商品選択 【原材料、原産地 など】 ・健康の保持増進 【栄養成分の量及び熱量 など】
不当景品類及び不当表示防止法 (景品表示法)	消費者に誤認される不当な表示の禁止
計量法	内容量等の表示
食品衛生法	食品衛生上の危害を及ぼすおそれのある虚偽誇大表示の禁止
健康増進法	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大表示の禁止
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）	医薬品的な効能効果の表示の禁止

（3）アジア競技大会・アジアパラ競技大会に向けての食品衛生対策

令和8年度に開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会における食品の衛生確保のため、組織委員会、愛知県その他関係機関と連携するとともに食品関係施設にかかる相談等に対応します。

（4）食品等の自主回収（リコール）情報報告制度

事業者が食品衛生法又は食品表示法に違反する（違反のおそれを含む）食品等を自主回収する場合には、保健所への届出が義務づけられています。自主回収を行う事業者に対して、探知した情報を基に必要な指導又は助言を行います。

（5）食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度

材質が合成樹脂のものを対象に、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度に係る経過措置期間が令和7年5月31日で終了します。

関係事業者に対しては、ポジティブリスト制度の対応状況について監視し、必要な指導等を行います。

（6）輸出食品への対応

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）に基づき、輸出適合施設の認定や輸出証明書の発行を行います。

(7) 飲食店における食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生対策

飲食店における食品ロスの削減のための食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生ガイドラインについて、国の動向をふまえ必要な対応を検討します。

3 食品衛生対策事業

夏季や年末の食品衛生対策等、各種対策事業を定め、食品流通や季節変動の特性等を踏まえた施設を対象に、収去・指導検査等を含めた監視指導を計画的に実施します。

主な衛生対策	期間	実施内容
カンピロバクターによる食中毒防止対策	年間を通じて	鶏肉を取り扱う施設（飲食店、食鳥処理場・鶏肉販売店）に対し、監視指導を行います。
	5月 9月	「カンピロバクターによる食中毒防止のための監視強化月間」とし、生又は加熱不十分の鶏肉料理を取り扱う飲食店に対し、監視指導を行います。
弁当・仕出し等衛生対策	6月	弁当・仕出しの食品製造施設や屋外で弁当を販売する施設、食品のテイクアウト・デリバリーを行う施設等に対し、衛生対策を行います。
夏季食品衛生対策	7月	高温多湿の季節に多発する細菌性食中毒等を防ぐため、肉料理、刺身や漬物等の取扱施設等に対し衛生対策を行います。
年末食品衛生対策	11月～12月	年末年始を中心に流通する食品の安全確保を図るため、正月用食品製造施設やスーパー、フグ取扱い施設等に対し、衛生対策を行います。
ノロウイルスによる食中毒防止対策	11月～2月	弁当製造施設や給食施設を中心に、監視指導を行います。
輸入食品衛生対策	年間を通じて	輸入食品による健康被害の発生や違反食品の流通を未然に防止するため、取扱施設に対し、衛生対策を行います。
社会福祉施設等における衛生対策	年間を通じて	抵抗力の弱い高齢者や乳幼児等のノロウイルスや腸管出血性大腸菌等による食中毒防止を図るため、衛生対策を行います。

収去（抜き取り検査）とは

食品衛生法等に基づき、食品製造施設や販売施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査のため必要な限度において検体（食品、器具・容器包装、おもちゃ等）を無償で採取する行為をいいます。各食品等には規格基準等が定められており、検査でそれらが守られているか確認します。

4 流通拠点等における監視指導

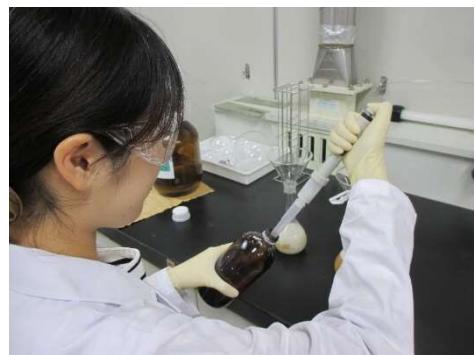
(1) 中央卸売市場（本場）

中央卸売市場本場内にある食品衛生検査所は、せりが行われる早朝から、市場内のせり売場や鮮魚・青果などの食品販売施設の監視を行い、有毒な魚介類の排除や食品の適正な表示、販売方法等について指導します。また市場内の事業者に対し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施状況について確認及び検証の評価を行い、必要に応じて指導又は助言を行います。

また、市場内を流通する食品の収去検査を行い、違反食品の排除等を図ります。



本場における監視指導



流通食品の収去検査

(2) 市内食品販売施設や流通拠点

食品衛生検査所（広域監視担当）は、スーパー、デパート等における食の安全を確保するため、食品の適正な表示、販売方法等の監視指導、流通する食品の収去を行います。併せて、HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び検証の評価を行い、必要に応じて指導又は助言を行います。

5 食肉の安全確保

(1) と畜場

食肉衛生検査所は、中央卸売市場南部市場に併設すると畜場において、と畜場法に基づき、牛・豚1頭ごとにに対してと畜検査を実施します。疾病や異常のある食肉を排除するとともに、関係機関と連携して、家畜伝染病の拡散を防止するための適切な措置をとります。

HACCPに基づく衛生管理について、現場確認や記録の確認、微生物試験等、と畜検査員による検査及び試験（外部検証）を行い、必要な指導又は助言を行います。また、搬入される牛や豚についての残留動物用医薬品対策を行います。牛については、月齢に応じた特定危険部位の分別管理の指導等により、BSE 対策を行います。



と畜場における牛のと畜検査

(2) 食鳥処理場

食肉衛生検査所は、市内の食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、異常鶏の適正な排除やHACCPに沿った衛生管理が実施されていること等を確認し、必要に応じて指導又は助言を行います。また、飲食店等への販売に際し、「加熱用」の表示をする等適切な情報を伝達するよう指導します。

市内食鳥処理場から鶏肉を輸出する場合は、相手国の輸出要件に応じて、食鳥検査員による食鳥検査を実施します。

第5 食品等事業者自らが実施する衛生管理

食の安全・安心を確保するためには、行政による監視指導だけでなく、食品等事業者が、食の安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、自らが実施する衛生管理の向上のための取組みを行うことが必要です。

本市は、事業者の取組みを促進するために、定期的な監視での必要な指導・助言、講習会を通じた情報提供などの支援を行います。

1 食品衛生責任者講習会

事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施する全ての営業許可・届出対象施設で、施設の衛生管理について中心的な役割を担う「食品衛生責任者」を選任する必要があります。

会場とeラーニングとの二つの受講方法で講習会を開催し、営業許可・届出制度、HACCPに沿った衛生管理、フグの取扱い規制など国が示す標準的なプログラムに沿った内容で行います。

2 食の安全に関する講習会

食の安全・安心自主管理講習会や保健センター等による講習会等を通じて、食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理や食中毒予防に関する情報等を提供し、事業者自らが実施する衛生管理の向上を推進します。

3 食品衛生団体等への支援

(公社)名古屋市食品衛生協会が実施する食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生パレードでの啓発、食中毒警報等の緊急情報の伝達、食品衛生指導員への研修等の自主管理推進事業の支援を行います。その他の業界団体についても、講習会の実施等により自主管理の推進を支援します。

4 食品衛生自主管理認定制度

条例に基づき、食の安全の確保に関する優れた取組みを行っている事業者を認定し、自主的な衛生管理を推進する制度です。

また、令和7年度から事業者のHACCPによる衛生管理の取組みを市民に広く認知される制度にすることにより、事業者のHACCPによる衛生管理の取組みの推進と消費者のHACCPの認知度向上を図ります。

第6 食品等の検査

市内で製造又は流通する食品等の安全を確保するため、過去の違反発見状況や食品の特性等を踏まえ、計画的に収去検査等を実施し違反食品等の効果的な発見、排除に努めます。

また、健康被害等発生時には、緊急収去を実施し、健康被害の拡大防止を図ります。

1 検査実施計画

下表の検査実施計画に基づき、約8,000検体（うち輸入食品650検体）実施する予定です。

検査項目	検体数	主な食品等	検査内容
理 化 学	細菌 1,650	弁当・そうざい 類、菓子類等	食品の衛生管理の指標となる大腸菌群 や食中毒の原因となる菌等がいないか を検査します。
	添加物 1,450	菓子類、 そうざい類等	添加物が基準値以下であるか、適正に表 示されているかを検査します。
	残留農薬・ 残留動物用医薬品 4,700	農畜水産物及び その加工品	野菜・果物等の農産物やその加工品につ いて残留農薬の検査をします。 また、食肉・魚介類等について残留動物 用医薬品の検査をします。
	放射性物質 110	農産物及び その加工品	学校給食食材や農産物加工品等の精密 検査をします。
	遺伝子 組換え食品 40	農産物及び その加工品	安全性未審査の遺伝子組換え食品が流通 していないか、遺伝子組換え食品に関する 表示が適正であるかを検査します。
	アレルゲン 30	菓子類等	加工食品に含まれるアレルギー物質が 適正に表示されているかを検査しま す。
	自然毒 40	フグ、豆類等	フグ毒やカビ毒等の自然毒を検査しま す。
	環境汚染物質 30	魚介類	魚介類に含まれる水銀やPCBといった 有害な環境汚染物質を検査します。
その他規格検査 100	清涼飲料水、お もちゃ等	清涼飲料水の重金属、器具・容器包装及 びおもちゃの材質等の規格検査をしま す。	

*検体数については、1つの検体で複数の検査項目に該当するものがあります。

2 違反食品等発見時の対応

収去検査等の結果、食品衛生法等への違反を発見した場合は、当該食品が販売や使用されないよう指導を行い、必要に応じ関係自治体と連携して廃棄や回収等の措置を講じます。また、原因究明や再発防止について指導を行います。

3 検査等の業務管理・検査法の開発等

検査等の業務管理要領（GLP）に基づく精度管理の実施、外部精度管理調査への参加、検査の技術研修の受講により、検査技術の向上を図り、検査精度を確保します。さらに、検査等の管理体制を整え、適切な内部点検等を実施し、信頼性確保の強化を図ります。また、衛生研究所においては、効率的な検査実施のための検査法の開発に取組みます。

特に輸入食品等への検査について、国際的な動向や国の食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領の改訂に対応するために必要な検討を行います。

第7 危機管理体制の整備と緊急時の対応

保健所長を中心とした危機管理体制を整備し、以下のとおり必要に応じて市の関係部局、国や他自治体その他関係者と連携を図り、迅速に被害拡大の防止を図ります。

1 食中毒等健康被害発生時の対応

(1) 食中毒等を疑う届出があった場合の対応

医療機関や患者、事業者から届出があった場合には、保健センターは直ちに関係する施設、食品、患者に対する調査及び検査等を行い、迅速に原因究明を図ります。

原因と特定された施設や食品に対しては、施設の営業禁止や原因食品の回収等の措置により被害拡大防止を図り、再発防止のための改善指導を行います。

(2) 広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連絡体制の確保

広域的な食中毒事案が発生した場合には、都道府県等その他関係機関により構成される「広域連携協議会」を開催し、調査・検査・情報共有等を行います。

本協議会の構成員として、平常時から広域食中毒事案が発生した場合を想定した連携・協力体制の整備・確認を行います。

(3) いわゆる「健康食品」等による健康被害情報への対応

特別の注意を必要とする成分等(指定成分等)を含む食品等を取扱う事業者に加え、令和6年9月1日からは機能性表示食品の届出事業者及び特定保健用食品に係る許可を受けた事業者も、消費者から寄せられた健康被害情報の届出が必要となりました。また、これら以外のいわゆる「健康食品」を含むすべての食品の製造事業者においても健康被害の情報提供を行うよう努めること、医療機関は、保健所への情報提供に努めることとされています。

届出等があった場合には、関係機関等とも連携しながら、健康被害の調査や国への報告等の必要な対応を行います。

(4) 健康被害拡大防止のための情報発信等

食中毒や違反食品による被害拡大の防止や健康被害のおそれのある食品の速やかな排除のため、緊急に注意喚起が必要な場合は、違反状況、処分の対象となる事業者や違反食品を特定する情報等を公表するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。食品表示法の違反による指示等についても、速やかに公表を行います。

また、事業者・消費者に対して効果的に注意喚起を図るため、各種媒体を利用した積極的な情報発信や、関係機関へ速やかな情報提供を行い、必要に応じて相談窓口を設けるなど、市民の健康被害防止を図ります。

2 市民からの苦情・相談への対応

保健センター等では、市民の身近な「食の安全・安心に関する窓口」として、苦情・相談を受け付けます。また、食品の取扱いや施設の衛生管理に関する問題等、食の安全に関する相談を「よい食」ダイヤルでも受け付けます(裏表紙参照)。緊急を要する際は、原因究明のため、該当食品等の調査や検査などを迅速に行います。

3 災害時の食品衛生の確保

市内で災害が発生した場合は、「名古屋市地域防災計画」に基づき、災害発生地域内の食品衛生関係施設への監視指導や、避難所における食品の取扱いに関する指導を行います。また、平常時には避難所運営の関係者や市民に対し、リーフレット等を活用して避難所における食中毒防止対策について事前の周知啓発を図ります。

第8 食の安全に関する情報発信及び関係者間での意見の交換 (リスクコミュニケーション)

食の安全に関する情報を得るための情報媒体は多様化しています。消費者が自らの判断で食品を選択するための情報を容易に入手できるよう、伝えたい消費者層に向けた方法・手段で実施するなど情報発信を拡充し、食の情報バリアフリーを推進します。また、これらの情報発信を通じて関係者間でのリスクコミュニケーションの機会を増やし、相互理解の促進に繋げます。

1 食品等による危害発生防止のための情報発信

食品等による危害発生防止のために様々な媒体を活用して情報を発信します。

食の安全に関する情報発信

- ・食中毒予防に役立つ知識
- ・食品添加物や残留農薬、輸入食品等の安全性確保のための取組み
- ・食品表示の制度や食物アレルギー情報に関する注意点
- ・事業者によるHACCPの取組み
- ・緊急情報や各種イベント情報

(1) 名古屋市公式ウェブサイト

食の安全に関するポータルサイト「食の安全・安心をめざして（なごや食の安全・安心情報ホームページ）」を公式ウェブサイト内に設け、市の施策、家庭における食中毒の予防方法、表示に関する知識等について総合的に情報提供します。また、監視指導計画の実施結果や夏季、年末食品衛生対策等、食品衛生に係る事業の実施結果も公表します。

アクセスはこちらから

なごや 食の安全 

QRコード

食の安全・安心をめざして（なごや食の安全・安心情報ホームページ）
<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-0-0-0-0-0-0.html>

(2) インターネット広告 (SNS 等を活用した広告)

食の安全に関する情報や食中毒予防等についての効果的な注意喚起および啓発を行うため、インターネット広告（ウェブサイト、SNS 等）を活用して、伝えたい消費者層に向けた情報発信をします。



インターネットバナー例

(3) なごや「よい食」インフォメーション (LINE 配信)

食中毒予防に役立つ情報、食中毒警報の発表等の緊急情報、様々なイベント情報等、本市の食の安全に関する最新の情報を「LINE」で配信します。

友だち登録はこちらから

なごや「よい食」
インフォメーション

なごや「よい食」インフォメーションについて
<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000170943.html>

ID : @265iroef

QR code for LINE

(4) X (旧: Twitter) (なすこ@食品安全・安心学習センター)

食品衛生検査所による食品安全・安心学習センター事業のキャラクター、ナスフラスコの“なすこ”が食の安全に関する気になる情報をつぶやきます。また、学習センターの講座案内等を隨時お知らせします。

「フォロー」「いいね」「リポスト」はこちらから

@kensa_nagoya 検索

「なすこ@食品安全・安心学習センター」
https://x.com/kensa_nagoya

フォロー
お願いします

Nasu-kun (purple flask character)

QR code for Twitter

(5) その他

「広報なごや」や「名古屋市公式 YouTube まるはっちゅ～ぶ」のほか、テレビ、ラジオ等の様々な媒体を活用して情報を発信します。

2 学習機会の提供及び関係者間による意見交換の実施

(1) 食品安全・安心学習センター事業

食品衛生検査所では、幅広い世代の消費者を対象として、中央卸売市場本場や検査施設の見学や、添加物や遺伝子組換え食品、食品表示等についての体験講座を通じて、食の安全について共に考え、理解を深める事業を実施します。

また、食品衛生検査所に来ていただくことが難しい方々にも出張形式の講座を行う

とともに、SNSや動画も活用しながら食の安全に関する情報を積極的に発信します。



市場内の見学



体験講座

お申込み・お問合せはこちらから

食品安全・安心学習センター（食品衛生検査所）
電話番号：052-671-3385 FAX番号：052-671-3383
電子メール：a6713371@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



食品安全・安心学習センター

検索

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-11-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 保健センターにおける講習会等

保健センターにおける両親学級(ニューファミリーセミナー)や乳幼児健診等では、妊産婦や乳幼児が注意すべき食品のとり方や取扱い、カンピロバクター食中毒をはじめとする家庭での食中毒予防、アレルギー表示等、食の安全・安心に関する講習会や情報提供を行います。

(3) 消費者、事業者、市の間での情報及び意見交換等

ア 名古屋市食の安全・安心推進会議

学識経験者、消費者、事業者、市が食の安全・安心の確保のための施策に関することや関係者の相互理解に関することを協議し、本市の施策への反映を図ります。

イ 意見交換会

食の安全・安心フォーラム、消費者懇談会等において、食の安全・安心について消費者、事業者、市の三者が意見交換を行います。

ウ 食の安全・安心モニター制度

消費者に「食の安全・安心モニター」を委嘱し、食品取扱施設の衛生管理状況等についての調査を行い、結果を報告していただきます。また食の安全について、より幅広く情報や意見をいただき、市の施策に市民の意見を反映させます。

エ 一日食品衛生監視員

消費者が一日食品衛生監視員となり、食品衛生検査所の食品衛生監視員と同行して、名古屋市中央卸売市場本場内の食品販売施設等の衛生状態の確認等を行います。その後、市場内の関係事業者、消費者、市の三者が意見交換を行います。

第9 食品衛生業務に係る人材育成

適切な監視指導を行うため、HACCP や食品表示、疫学、検査等について各種研修や調査研究等を実施し、食品衛生監視員の技術の向上を図ります。

また、厚生労働省等が主催する各種専門の研修会へ職員を派遣することにより、最新の衛生管理知識等を習得します。

＜基本方針＞

- ・下表に基づき、規模、業態や取扱う食品の特性等に応じて「HACCP に沿った衛生管理」の実施状況の確認及び検証の評価を計画的に行い、必要な指導又は助言等を行います。
- ・過去 1 年間において食中毒・違反等の原因となった施設に対する監視指導を重点的に行います。

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の対象施設

常時	①広域に食品が流通する拠点となる施設	中央卸売市場、スーパー、デパート 等
年 1 回以上	②危害度の高い食品を取扱う施設	鶏肉を生食等で提供する施設（飲食店）、認定小規模食鳥処理場、生食用食肉（牛肉）取扱施設、フグ処理施設 等
	③食品の製造又は加工を行う施設	製造・加工施設（そうざい製造業、めん類製造業、漬物製造業、食肉処理業 等）、販売施設（処理行為を伴う魚介類販売業及び食肉販売業）
	④食中毒が発生した際に大規模化する恐れがある施設 等	調理施設（弁当・仕出し製造施設、給食施設）等
	⑤一般の飲食店 等	調理施設（②・④を除く）等 (注：計画的に実施状況を確認)
実情に応じて	⑥簡易な製造又は加工のみを行う施設	製造・加工施設（食品の小分け包装を行う施設、営業届の対象施設 等）等
	⑦販売施設、保管施設 等	販売施設（③を除く）、保管施設（冷凍・冷蔵倉庫等）等
	⑧ HACCP に基づく衛生管理が定着している施設	食品衛生自主管理認定施設、民間認証等を取得した施設等

HACCP に基づく衛生管理の対象施設

常時	と畜場
年 1 回以上	大規模事業場、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業

その他の施設の監視指導

実情に応じて	容器包装に入れられた常温保存食品のみを保管・販売する施設 等
--------	--------------------------------

別表2 食品供給行程の各段階における重点監視指導項目

≪共通項目≫

- ・添加物(その製剤を含む。以下同じ。)の製造者及び加工者並びにこれを使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認の徹底
- ・添加物を使用して製造又は加工した食品についての都道府県等による添加物検査の実施
- ・製造者及び加工者による異物の混入防止対策の徹底
- ・製造者及び加工者による製造段階及び加工段階における低温保管等の温度管理の徹底
- ・食品表示基準の規定に基づくアレルゲンを含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底

≪食品群別項目≫

	製造及び加工	貯蔵、運搬、調理及び販売
食肉、食鳥肉及び食肉製品	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉処理施設における微生物汚染の防止の徹底 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・食品等事業者による原材料受入れ時の残留抗生物質及び残留抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 ・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・枝肉及びカット肉の流通管理(保存温度、衛生的な取扱い等)の徹底 ・加熱調理の徹底 ・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底
乳及び乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ・製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止の徹底 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・食品等事業者による原材料受入れ時の残留抗生物質及び残留抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 ・食品等事業者による飲用乳についての微生物等に係る出荷時検査の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・流通管理(保存温度、衛生的な取扱い等)の徹底
食鳥卵	<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮な正常卵の受入れの徹底 ・洗卵時及び割卵時の汚染防止の徹底 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・低温保管等温度管理の徹底 ・破卵等の検卵の徹底
水産食品 (魚介類及び 水産加工品)	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用鮮魚介類の衛生管理の徹底 ・製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止の徹底 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・生食用かきの採捕海域等の適正表示の徹底 ・フグの衛生的な処理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・残留動物用医薬品、微生物等の検査の実施 ・水産加工品の流通管理(保存温度、衛生的な取扱い等)の徹底 ・加熱を要する食品についての加熱調理の徹底 ・有毒魚介類等の市場からの排除の徹底

	製造及び加工	貯蔵、運搬、調理及び販売
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの中の加工品（有毒植物及びきのこ類を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・食品等事業者による原材料受入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用野菜、果実等の洗浄及び必要に応じた殺菌の徹底 ・残留農薬、汚染物質等の検査の実施 ・穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策の推進 ・有毒植物等の市場からの排除の徹底

(注1) 表中「実施」とあるのは都道府県等が主体、「徹底」又は「推進」とあるのは食品等事業者が主体である。

(注2) 食品群の区分は代表的なものを整理したものである。

食の安全・安心に関する窓口

食の安全に関するお困りごと等あれば、お気軽にご相談ください。

名称	電話番号	FAX 番号	所在地
「よい食」ダイヤル	961-4149 ^{よいしょく}	955-6225	中区三の丸三丁目 1-1 (食品衛生課内)
千種保健センター	753-1971	751-3545	千種区星が丘山手 103
東保健センター	934-1212	937-5145	東区筒井一丁目 7-74
北保健センター	917-6547	911-2343	北区清水四丁目 17-1
西保健センター	523-4612	531-2000	西区花の木二丁目 18-1
中村保健センター	433-3036	483-1131	中村区松原町 1-23-1
中保健センター	265-2257	265-2259	中区栄四丁目 1-8
昭和保健センター	735-3959	731-0957	昭和区阿由知通 3-19
瑞穂保健センター	837-3253	837-3291	瑞穂区田辺通 3-45-2
熱田保健センター	683-9678	681-5169	熱田区神宮三丁目 1-15
中川保健センター	363-4457	361-2175	中川区高畠一丁目 223
港保健センター	651-6486	651-5144	港区港栄二丁目 2-1
南保健センター	614-2865	614-2818	南区東又兵衛町 5-1-1
守山保健センター	796-4617	796-0040	守山区小幡一丁目 3-1
緑保健センター	891-3632	891-5110	緑区相原郷一丁目 715
名東保健センター	778-3107	773-6212	名東区上社二丁目 50
天白保健センター	807-3907	803-1251	天白区島田二丁目 201
食品衛生検査所	671-3371	671-3383	熱田区川並町 2-22
食品安全・安心学習センター	671-3385	671-3383	熱田区川並町 2-22 (食品衛生検査所内)
食肉衛生検査所	611-4929	611-7566	港区船見町 1-39
食品衛生課	972-2648	955-6225	中区三の丸三丁目 1-1

受付：月曜日から金曜日（祝日及び休日を除く）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

なお、受付時間外における食品による健康被害等の緊急のご相談等は、中保健センター守衛室（241-3612）までご連絡ください。

令和7年度 名古屋市食品衛生監視指導計画

発行：名古屋市保健所生活衛生部食品衛生課 発行年月：令和7年3月